

ID: 173

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	団体登録の内容の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例施行規則 第5条第1項		
例 規 番 号	平成20年規則第20号		
【根拠条文】 (団体登録の内容の変更) 第5条 第3条第2項の規定による団体登録の承認を受けたもの(以下「登録団体」という。)が当該団体登録の内容を変更しようとするときは、エコプラザ西東京団体登録変更申請書(様式第3号)に登録証を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認を行ったときは、当該登録団体に対し、新たに登録証を交付するものとする。ただし、既に交付している登録証の表示の内容に変更がない場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日